

2019年11月14日

貿易関係証明ご利用者各位

札幌商工会議所

TPP11 に関するサイン証明について

昨今、ベトナムにおいて、TPP11 で使用する原産地証明書に商工会議所のサイン証明を求められる事案が発生しています。

日本商工会議所が経済産業省経由でベトナム政府に確認したところ「輸出者・生産者の自己申告に対して商工会議所のサイン証明を求めることは一切なく、協定に基づく輸出者・生産者の署名があればよい」と回答がありました。

また日本政府からは「輸入者から商工会議所のサイン証明を求められた場合は、現地税関に確認してほしい」と回答がありました。

日本商工会議所ではこれらの回答を考慮し、TPP11 で使用する原産地証明書へのサイン証明は行わないことを各地商工会議所に周知しました。当商工会議所としましても当該サイン証明は行いませんのでご了承ください。詳細につきましては下記をご参照ください。

記

【サイン証明を行わない書類】

TPP11 の必要的記載事項^(※)がすべて記載された書類

(※) 内閣官房のWeb サイトに掲載されている「TPP11 協定」(英文・訳文)をご確認ください。

英文：Chapter 3. Rules of Origin and Origin Procedures P.3-28~P.3-29

和文：第3章(原産地規則及び原産地手続) P.1502~P.1504

<http://www.cas.go.jp/jp/top/naiyou/>

(理由)

- ・前述のとおり、商工会議所のサインは求められておりません。
- ・TPP11 における原産地証明書の署名者は、協定で「証明者」と規定されており、この証明者は「輸入者」「輸出者」または「生産者」と定められていますので、商工会議所が署名することによって原産地証明書が無効になる恐れがあります。

以上

※サイン証明は各地商工会議所の判断で認証いたしますので、札幌以外の商工会議所の対応については各地の商工会議所にお問い合わせください。

【お問合せ】札幌商工会議所 国際・観光部 食産業・貿易課
〒060-8610 札幌市中央区北1条西2丁目
TEL：011-231-1332/ FAX：011-222-5215